

鳥取県中規模建物 ZEB 普及促進モデル事業補助金に係る Q&A（令和 7 年度版）

Q 1：補助事業は設計費と工事費のセットが必須か。単独でもよいか。

A 1：単独でも構いません。

Q 2：設計もしくは工事の一方のみが県内事業者の場合は、補助対象とならないと解してよいか。

A 2：設計と工事それぞれで判断しますので、県内事業者の場合には補助対象となります。

（例）設計が県外事業者で施工は県内事業者 → 設計費は補助対象外で施工は補助対象

（例）設計が県内事業者で施工は県外事業者 → 設計費は補助対象で施工は補助対象外

Q 3：令和 7 年度に設計、令和 8 年度に工事がそれぞれ完成してもそれぞれ補助対象となるか。

A 3：今年度の補助事業は令和 7 年度中に着手するものが対象となり、当該補助事業は令和 9 年 3 月 20 日までに完了する必要があります。

（例）設計が R7 年度に着手し完了 → 補助対象

施工が R7 年度に着手し、令和 9 年 3 月 20 日までに完成 → 補助対象

施工が R7 年度に着手し、令和 9 年 3 月 20 日を超えて完成 → 補助対象外

施工が R8 年度に着手し、令和 9 年 3 月 20 日までに完成 → 補助対象外

Q 4：要綱第 5 項に補助事業に着手する前までに行わなければならないとあるが、補助事業に着手とはいつを指すか。

A 4：設計業務の場合、ZEB に係る設計検討など補助対象経費となる業務の着手日となります。工事の場合、丁張りが補助事業の着手日となります。

Q 5：第 6 条の補助金交付決定前に、補助事業に係る契約を施主と締結してもよいか。

A 5：契約前に交付申請をしていただく必要があります。

申請後は可能な限り速やかに交付決定します。交付決定までは契約をお待ちいただけると変更契約などの手戻りを避けられるかと思いますので参考に申し添えます。

Q 6：公共建築物も補助の対象となるか。

A 6：民間建築物のみが対象となりますので、公共建築物は補助対象外です。

Q 7：高性能設備機器が補助対象とあるが、空調の配管や室外機の架台なども補助対象となるか。

A 7：機器は補助対象ですが、高性能設備機器ではない場合においても必要となる配管や室外機の架台などは補助の対象となりません。

Q 8：設計業務を契約後に ZEB 仕様に変更する場合、変更契約の日が補助事業の着手日となるか。

A 8：変更契約日が補助事業の着手日となります。

Q 9：工事費の補助金交付申請は、施工者が確定した後に申請する必要があるか。

A 9：県内事業者による施工が要件となっておりますので、施工者が確定した後に申請してください。なお、丁張りが補助事業の着手日となりますので、丁張りを行う日までに申請してください。